



平成 20 年 9 月 9 日

各 位

会 社 名 ダイワボウ (大和紡績株式会社)  
代 表 者 名 代表取締役社長 菅野 肇  
コ ー ド 番 号 3107 東証・大証第一部  
問 合 せ 先 総務人事室長 村田 浩一  
(TEL 06-6281-2325)

## ダイワボウ情報システム株式会社の株券等に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

大和紡績株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 20 年 9 月 9 日開催の取締役会において、ダイワボウ情報システム株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式及び平成 16 年 10 月 12 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「新株予約権付社債」といいます。）を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

##### (1) 本公開買付けの概要

当社は現在、対象者の発行済株式総数の 24.09%（平成 20 年 6 月 30 日時点の対象者の発行済株式総数である 19,293,998 株を分母として計算しています。）である 4,648,875 株を所有し対象者を持分法適用関連会社としておりますが、この度、対象者の発行済普通株式及び新株予約権付社債の全て（ただし、当社が保有する対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）の取得を目的とした本公開買付けを実施致します。

本公開買付けに当たり、当社は、対象者の筆頭株主として対象者が公表しているエフィッシモ キャピタル マネージメント पीティーイー エルティーディー（以下「エフィッシモ」といいます。）との間で、平成 20 年 9 月 9 日付けで「公開買付応募契約書」（以下「応募契約」といいます。）を締結しております。その内容は下記(4)記載のとおりです。

なお、対象者は、平成 20 年 9 月 9 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨を出席取締役の全員一致で決議しております。

##### (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及びその後の経営方針

当社は、昭和 16 年に紡績会社 4 社の合併によって設立されましたが、以降、紡績業の趨勢とともに継続して事業構造の変革を実行し、現在では主力である繊維事業を中心に、IT 事業や工作機械の製造販売等、多様な事業領域を展開する企業グループとなっております。

対象者は、当社が繊維事業からの経営の多角化を目指す中で昭和 57 年に設立されました。繊維事業のビジネスモデルである商品在庫を保有した即納体制を異業種のパソコン業界に他社に先駆けて導入したことも創業からの飛躍的な発展の原動力となり、今日では対象者は日本最大級の独立系の IT ディストリビューターとなりました。

さて、当社は、これまで衣料品・生活資材と化繊・機能資材を中核事業と位置づけ、経営資源を重点的に投入し、海外拠点を活用したグローバル戦略の推進と研究開発の強化による高機能商品の拡販を進めてまいりました。一方で、上述のような多様な周辺事業の更なる

展開に向け、当社グループは平成 18 年 1 月より持株会社体制へ移行し、中期経営 3 ケ年計画「ニューステージ 21」第二次計画（平成 18 年 4 月～平成 21 年 3 月）（以下「本中期経営計画」といいます。）のもと、独自の商材や新たな商流の事業化に努めております。

かかる状況下、平成 20 年 4 月に本中期経営計画の最終事業年度を迎え、次期中期経営計画の策定に向けて、2010 年代以降のあるべきグループ体制と成長戦略についての本格的な検討を進める中で、当社は、対象者との協業に関して平成 20 年 6 月以降対象者との間で具体的な協議を行ってまいりました。

その結果、当社は、成熟した分野の多い主力の繊維事業に加え、後述するような様々な相互作用の実現を目指し、IT インフラ流通事業を当社グループの新たな戦略的コア事業の一つとして拡大強化することで、当社の事業ポートフォリオの革新と、持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を図るため、グループ再編の一環として、当社による対象者の完全子会社化に向けた公開買付けの実施を決定しました。

当社と対象者は、当社を源流とする組織の DNA（遺伝子）に裏打ちされた企業文化と、「ダイワボウ」という企業ブランドを共有しております。完全子会社化による両社の経営統合を実現し、持株会社のもと業態の異なる両社の戦略の独自性を尊重しつつ、一体的な組織体制での迅速な意思決定と効率的な事業展開を進めることで、異なる事業分野で育ててきた強みとノウハウを融合させ、「ダイワボウ」ブランドの価値を更に高めることが可能と考えております。今後は本中期経営計画における「ハードとソフトの融合により、21 世紀の新たな生活文化の提案と人に優しい地球環境への貢献を使命とするパイオニア集団を目指す」というグループ経営理念のもと、相互のシナジーを追求しグループとしての企業価値の向上を図ります。

事業面においても、両社にとって様々なシナジーが考えられますが、一例として IT を活用した繊維事業におけるサプライチェーンの構築も挙げられます。素材の開発生産から製品の製造販売までの各段階が重層的に形成され商流が寸断されがちな国内の繊維業界において、モノと情報の流れを同期化する一気通貫のシステム構築はきわめて重要な課題となっております。例えば対象者が開発した IT 業界最大規模の電子商取引(BtoB)システムである「i D A T E N（韋駄天）」を基盤として新たな情報プラットフォームを構築することで、当社グループのエンドユーザー向けに高付加価値素材や製品の直接販売のチャンネルを拡大させ、また中小アパレルにもこのダイレクトな販売システム（BtoB、または BtoC）を開放することにより、繊維事業の活性化と対象者物流網の更なる活用を図ることも可能となります。

また対象者にとっても、相互のリソースを活用した IT 事業の更なる拡大が見込まれます。対象者の取引先は中小規模の販売代理店が多いため、繊維業界における当社グループの顧客基盤の活用により新たな販路を広げ、対象者による IT 機器の拡販とネットワークの提案・構築、また環境に配慮した低消費電力製品の販売促進が可能となります。対象者はシステムインテグレーションによる情報ソリューションビジネスを戦略分野に位置づけておりますが、当社グループの繊維事業の生産技術や管理技術及びその運用ノウハウを繊維製造業向けのシステム開発に活用することで、国内外の繊維製造業者の生産拠点に対する共同拡販体制の構築が期待できます。将来的には対象者が当社グループの海外拠点の人材や人脈、海外物流機能や輸入業務のノウハウを有効活用することにより、更なるビジネス展開も可能となります。

なお、経営統合後は、上記シナジーのほか、総務、人事、財務、情報処理、物流など間接業務領域において、グループ傘下の各事業会社のバックオフィス業務を受託する新たなシェアードサービス会社を共同で設立し、業務効率の向上と間接費（人件費・経費）の抑制を図るとともに、将来的には業務処理システムや通信・物流ネットワークなどのインフラの相互活用によりグループ外での業務受託を拡大することも検討いたします。

上記の様々なシナジーを最大化するためには、より迅速な意思決定のための組織の一体化と、効率的な事業展開を進めるための経営資源の最適配分が不可欠であることから、当社による対象者の完全子会社化が最良の選択であり、本公開買付けは、当社・対象者双方の企業価値を中長期的に最大化していくことに資するものと考えております。

当社は、本公開買付け後も、当社・対象者双方の企業価値の向上のため、対象者が掲げている

る経営方針に則り、また、対象者の現経営陣による経営の自主性を尊重しながらも、完全親会社として、対象者とのコミュニケーションを一層深め、従来以上にグループとして一体性のある事業戦略を展開してまいりたいと考えております。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

対象者は当社の持分法適用関連会社であり、当社は事業ポートフォリオの革新を目的としたグループ再編を進める中、対象者との間で今後あるべきグループ体制について検討を行ってまいりましたが、平成20年7月頃、両社の企業価値向上に資するためにも、当社が対象者の全ての発行済株式を取得し、対象者を完全子会社とすることで基本的な方向感が一致いたしました。

当社は、本公開買付けにおける対象者の普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャルアドバイザーである三菱UFJ証券株式会社（以下「三菱UFJ証券」といいます。）に対し、対象者の普通株式に係る価値分析を依頼し、平成20年9月9日に株式価値分析報告書を取得し、その意見を参考としております。

三菱UFJ証券が対象者の普通株式の価値分析に用いた手法は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法であり、それぞれの手法を用いて分析された普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

- ① 市場株価平均法： 1,809円から1,825円
- ② 類似会社比較法： 945円から1,851円
- ③ DCF法： 2,038円から2,850円

当社は、かかる三菱UFJ証券の分析を参考に、対象者の将来の収益力を反映したDCF法を重視しつつ、その分析結果を総合的に勘案し、検討を行いました。検討に当たっては分析結果に加え、過去の公開買付け事例において買付価格に付与されたプレミアムの実例を参考とし、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、エフィッシモとの協議結果及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、平成20年9月9日開催の取締役会において本公開買付けにおける普通株式に係る買付価格を2,400円と決定いたしました。なお、本公開買付けにおける普通株式に係る買付価格は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における対象者普通株式の、平成20年9月8日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,810円（小数点以下四捨五入）に対して32.6%（小数点第2位以下四捨五入）、平成20年9月8日の終値1,879円に対して27.7%（小数点第2位以下四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた水準となります。

また、当社は、当該取締役会において、新株予約権付社債1個当たりの買付価格については、各社債の発行価額100万円を転換価額である1,353円で除した数に普通株式の買付価格である2,400円を乗じた金額である1,773,836円と決定いたしました。なお、本公開買付けが成立した場合には、新株予約権付社債のうち本公開買付けに応募されなかったものについては、新株予約権付社債の繰上償還条項に従い、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に際して、額面金額である100万円を繰上償還される予定ですが、本公開買付けにおける新株予約権付社債1個当たりの買付価格は、繰上償還金額100万円に対して77.4%（小数点第2位以下四捨五入）のプレミアムを加えた額に相当しています。

一方、対象者は、当社及び対象者から独立した第三者機関のフィナンシャルアドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村証券」といいます。）に対象者の普通株式に係る価値算定を依頼し、平成20年9月8日に株式価値算定書を取得し、その算定書の内容を参考としたうえで、本公開買付けに関する諸条件が公正かつ妥当であると判断し、平成20年9月9日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨を出席取締役の全員一致で決議しております。ただし、対象者の取締役のうち、当社取締役常務執行役員を兼務している北孝一氏は、対象者との間の利益相反を回避するため、かかる取締役会の審議及び決議には参加していません。

#### (4) 本公開買付けに関する合意等

##### ① 合意の内容

当社は、平成20年8月に、対象者の筆頭株主として対象者が公表しているエフィッシモに対して、本公開買付けへの賛同を求めました。その結果、当社は、エフィッシモとの間で、平成20年9月9日付けで応募契約を締結しております。応募契約においては、エフィッシモから、エフィッシモ及びその投資運用するファンドが実質株主となっている対象者株式2,151,500株につき、下記②に記載する事項を条件に、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。また、上記ファンドのプライムブローカーが実質株主となっている対象者株式6,140,500株についても、下記②に記載する事項を条件に、原則として、エフィッシモが当該プライムブローカーに本公開買付けに応募する旨の指示を行い、本公開買付けに応募させる旨の同意を得ております。ただし、上記プライムブローカーが実質株主となっている対象者株式については、上記プライムブローカーとの間の契約条件により、プライムブローカー側の裁量で、本公開買付けに対して応募されない場合があります。もっとも、当社は、エフィッシモより、応募契約締結日時点において、かかる株式も本公開買付けに応募されることが合理的に見込まれる旨の確認を頂いております。

##### ② 応募の条件と制約

応募契約及び当社とエフィッシモとの間の平成20年8月12日付秘密保持契約（以下応募契約とあわせて「応募契約等」といいます。）に違反せず、かつ、申込み又は申込みの誘因を行っていないにもかかわらず、第三者により、買付価額が本公開買付けにおける普通株式の買付価額（増額された場合には当該増額された価額をいいます。）の110%に相当する金額を超える対象者株式を対象とする公開買付けの開始公告がなされた場合、応募契約に規定する当社の表明及び保証の違反があった場合、当社が応募契約等に定める義務に違反した場合、又は、対象者の取締役会が、本公開買付けに対する適法な出席取締役全員一致の賛同意見表明決議を本公開買付け開始日の前日までに行わなかった場合、当該表明が公表されなかった場合若しくは対象者の取締役会が当該表明を撤回した場合には、エフィッシモは本公開買付けへの応募を取り止めることができ、又は、本公開買付けに係る契約を解除することができます。また、応募契約に規定するエフィッシモの表明及び保証の違反が判明した場合、エフィッシモが応募契約等に定める義務の履行を怠った場合、対象者の事業、資産及び経営の状況並びにそれらの見通しに重大な悪影響を与えうる事由が生じた場合、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の出席取締役全員一致の賛同意見表明を撤回した場合、株式市場環境の著しい変更、その他当社による本公開買付けの遂行を著しく困難とする事由が発生した場合等一定の事由が発生若しくは判明した場合には、エフィッシモは、本公開買付けに応募しないか又は本公開買付けに係る契約を解除する義務を負うことがあります。これらの場合には、本公開買付けは買付け等の条件を満たさないことがあります。

#### (5) 本公開買付け後の見通し

当社は上記の通り、対象者を完全子会社化する方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続により対象者を完全子会社化することを予定しております。当社は、対象者の発行済株式及び新株予約権付社債の全ての取得を目指した本公開買付けを実施しますが、本公開買付けにおいて対象者の発行済株式及び新株予約権付社債の全てを取得できなかった場合、本株式交換を実施することを対象者に要請する予定です。本株式交換においては、対象者の株主が有する対象者株式の対価として当社の株式を交付することを予定しており、本公開買付けに応募されなかった対象者株式を含む対象者の全株式（ただし、当社が保有している対象者株式を除きます。）は全て当社の株式と交換され、当社の株式1株以上を割り当てられた対象者の株主は、当社の株主となります。なお、本株式交換は、会社法第796条第3項に基づく簡易株式交換として、株式交換契約書の承認につき当社の株主総会決議を経ないで行う可能性があります。また、本株式交換は、会社法第784条第1項に基づく略式株式交換とし

て、株式交換契約書の承認につき対象者の株主総会決議を経ないで行う可能性があります。

本株式交換における株式交換比率は、当社と対象者それぞれの株主の利益に十分配慮して、最終的には本公開買付け終了後に当社と対象者が協議の上で決定いたしますが、現時点では、本株式交換により対象者の株主が受け取る対価（当社の株式。ただし、当社の1株未満の端数を割り当てられた場合は、当該端数売却代金の分配となります。以下同じです。）を決定するに際しての対象者株式の評価は、特段の事情がない限り、本公開買付けの対象者の普通株式の買付価格と同一の価格を基準にする予定です。なお、本公開買付けと本株式交換の時期の違い、当社及び対象者の業績の変動、当社の株式の市場株価の変動その他の要因によって、当該対価の経済的価値が本公開買付けの対象者の普通株式の買付価格とは異なる可能性があります。

本株式交換に際しては、完全子会社となる対象者の株主は、会社法の手続に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができます。この場合の買取価格は、対象者の業績の変動、株式相場の影響及び裁判所の判断等により、本公開買付けの対象者の普通株式の買付価格又は本株式交換により対象者の株主が受け取る対価の経済的価値と異なる可能性があります。

なお、本株式交換は、平成21年3月頃までを目処に実施する予定ですが、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、当社以外を対象者株主による対象者株式及び新株予約権付社債の保有状況、当社及び対象者の業績等の変動や株式市場の影響等によっては、実施の方法又は時期に変更が生じる可能性があります。本株式交換の内容については、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

また、本公開買付けにおいて対象者の新株予約権付社債の全てを取得できなかった場合、当社は、対象者に対し、新株予約権付社債のうち本公開買付けに応募されなかったものについて、新株予約権付社債の繰上償還条項に従い、本株式交換に際して、額面金額である100万円で繰上償還するよう要請する予定です。

なお、対象者は、平成20年9月9日開催の取締役会において、平成20年9月30日を基準日とする中間配当及び平成21年3月31日を基準日とする期末配当を行わない旨の決議を行っております。

#### (6) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者の株式は、現在、東京証券取引所市場第一部及び株式会社大阪証券取引所市場第一部に上場されており、対象者の新株予約権付社債は、東京証券取引所に上場されています。

しかしながら、当社は本公開買付けにおいて買付予定の株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の株式及び新株予約権付社債は、上場されている各取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果として当該基準に該当しない場合でも、上記のとおり、本公開買付け完了後に本株式交換により対象者を完全子会社化することを予定していますので、その場合には対象者の株式は上場廃止となり、新株予約権付社債も上場廃止となります。上場廃止後は、対象者の株式及び新株予約権付社債は各取引所において取引することができなくなります。

なお、上記のとおり、新株予約権付社債のうち本公開買付けに応募されなかったものについては、新株予約権付社債の繰上償還条項に従い、本株式交換に際して、額面金額である100万円で繰上償還されることを予定しています。

#### (7) その他

本公開買付け、その後の本株式交換によって交付される対価の受領又は本株式交換の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いにつきましては、各自の税務専門家にご確認いただきますようお願い致します。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 商 号	ダイワボウ情報システム株式会社																					
② 事 業 内 容	コンピューター機器及び周辺機器の販売等																					
③ 設 立 年 月 日	昭和 57 年 4 月 8 日																					
④ 本 店 所 在 地	大阪府中央区本町三丁目 2 番 5 号（本町D I Sビル）																					
⑤ 代表者の役職・氏名	取締役社長 松本 紘和																					
⑥ 資 本 金	11,300 百万円（平成 20 年 3 月 31 日現在）																					
⑦ 大株主及び持株比率	<p>（平成 20 年 3 月 31 日現在）</p> <table border="0"> <tr> <td>ゴールドマン・サックスインターナショナル （常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社）</td> <td style="text-align: right;">31.84%</td> </tr> <tr> <td>大和紡績株式会社</td> <td style="text-align: right;">24.10%</td> </tr> <tr> <td>ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニーケイマン リミテッド （常任代理人立花証券株式会社）</td> <td style="text-align: right;">9.37%</td> </tr> <tr> <td>ダイワボウ情報システム従業員持株会</td> <td style="text-align: right;">2.18%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）</td> <td style="text-align: right;">1.46%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）</td> <td style="text-align: right;">1.28%</td> </tr> <tr> <td>D I S 共栄会</td> <td style="text-align: right;">0.82%</td> </tr> <tr> <td>株式会社バッファロー</td> <td style="text-align: right;">0.77%</td> </tr> <tr> <td>日本電気株式会社</td> <td style="text-align: right;">0.70%</td> </tr> <tr> <td>シービーエヌワイディエフエイインターナショナルキャッ プバリューポートフォリオ （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）</td> <td style="text-align: right;">0.62%</td> </tr> </table>		ゴールドマン・サックスインターナショナル （常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社）	31.84%	大和紡績株式会社	24.10%	ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニーケイマン リミテッド （常任代理人立花証券株式会社）	9.37%	ダイワボウ情報システム従業員持株会	2.18%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.46%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.28%	D I S 共栄会	0.82%	株式会社バッファロー	0.77%	日本電気株式会社	0.70%	シービーエヌワイディエフエイインターナショナルキャッ プバリューポートフォリオ （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	0.62%
ゴールドマン・サックスインターナショナル （常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社）	31.84%																					
大和紡績株式会社	24.10%																					
ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニーケイマン リミテッド （常任代理人立花証券株式会社）	9.37%																					
ダイワボウ情報システム従業員持株会	2.18%																					
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.46%																					
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.28%																					
D I S 共栄会	0.82%																					
株式会社バッファロー	0.77%																					
日本電気株式会社	0.70%																					
シービーエヌワイディエフエイインターナショナルキャッ プバリューポートフォリオ （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	0.62%																					
⑧ 買付者と対象者の 関 係 等	資 本 関 係	当社は対象者の発行済株式総数の 24.10%に相当する 4,648,875 株（平成 20 年 3 月 31 日現在）を保有しております。																				
	人 的 関 係	当社より、対象者の取締役に 1 名が就任しております。																				
	取 引 関 係	該当事項はありません。																				
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は当社の関連当事者に該当し、具体的には当社の持分法適用関連会社です。																				

（注 1）対象者の概要に関する情報は、対象者の第 26 期有価証券報告書（平成 20 年 6 月 30 日提出）に基づき記載しております。

## (2) 買付け等の期間

### ①届出当初の買付け等の期間

平成20年9月10日(水曜日)から平成20年10月24日(金曜日)まで(30営業日)

### ②対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

## (3) 買付け等の価格

普通株式	1株につき金2,400円
新株予約権付社債	1個(各社債の額面金額100万円)につき金1,773,836円

## (4) 買付け等の価格の算定根拠等

### ①算定の基礎

#### 1) 普通株式

当社は、本公開買付けにおける対象者の普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャルアドバイザーである三菱UFJ証券に対し、対象者の普通株式に係る価値分析を依頼し、平成20年9月9日に株式価値分析報告書を取得し、その意見を参考としております。

三菱UFJ証券が対象者の普通株式の価値分析に用いた手法は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法であり、それぞれの手法を用いて分析された普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

- ① 市場株価平均法： 1,809円から1,825円
- ② 類似会社比較法： 945円から1,851円
- ③ DCF法： 2,038円から2,850円

①市場株価平均法では、平成20年9月2日を基準日として、東京証券取引所における対象者株式の、過去1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値の単純平均値を基に、1株当たりの普通株式の価値の範囲を1,809円から1,825円までと分析いたしました。

②類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、1株当たりの普通株式の価値の範囲を945円から1,851円までと分析いたしました。

③DCF法では、対象者の将来の収益予測や事業投資等の計画の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を評価し、1株当たりの普通株式の価値の範囲を2,038円から2,850円までと分析いたしました。

当社は、かかる三菱UFJ証券の分析を参考に、対象者の将来の収益力を反映したDCF法を重視しつつ、その分析結果を総合的に勘案し、検討を行いました。検討に当たっては分析結果に加え、過去の公開買付け事例において買付価格に付与されたプレミアムの実例を参考とし、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、エフィッシモとの協議結果及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、平成20年9月9日開催の取締役会において本公開買付けにおける普通株式に係る買付価格を2,400円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける普通株式に係る買付価格は、東京証券取引所における対象者普通株式の、平成20年9月8日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,810円(小数点以下四捨五入)に対して32.6%(小数点第2位以下四捨五入)、平成20年9月8日の終値1,879円に対して27.7%(小数点第2位以下四捨五入)のプレミアムを、それぞれ加えた水準となります。

#### 2) 新株予約権付社債

新株予約権付社債に付された新株予約権の平成20年9月8日現在における目的となる株式1株当たりの転換価額は1,353円です。当社は各社債の発行価額100万円を転換価額である1,353円で除した数に普通株式1株当たりの買付価格である2,400円を乗じた金額である1,773,836円を、新株予約権付社債1個当たりの買付価格とすることを決定しました。なお、本公開買付けが成立した場合には、新株予約権付社債のうち本公開買付けに応募されなかったものについては、新株予約権付社債の繰上償還条項に従い、本株式交換に際して、額面金額で

ある100万円で繰上償還される予定ですが、本公開買付けにおける新株予約権付社債1個当たりの買付価格は、繰上償還金額100万円に対して77.4%（小数点第2位以下四捨五入）のプレミアムを加えた額に相当しています。

## ②算定の経緯

対象者は当社の持分法適用関連会社であり、当社は事業ポートフォリオの革新を目的としたグループ再編を進める中、対象者との間で今後あるべきグループ体制について検討を行ってまいりましたが、平成20年7月頃、両社の企業価値向上に資するためにも、当社が対象者の全ての発行済株式を取得し、対象者を完全子会社とすることで基本的な方向感が一致いたしました。

当社は、平成20年6月上旬に、本公開買付けにおける対象者の普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャルアドバイザーである三菱UFJ証券に対し、対象者の普通株式に係る価値分析を依頼し、平成20年9月9日に株式価値分析報告書を取得し、その意見を参考としております。

三菱UFJ証券が対象者の普通株式の価値分析に用いた手法は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法であり、それぞれの手法を用いて分析された普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

- ①市場株価平均法： 1,809円から1,825円
- ②類似会社比較法： 945円から1,851円
- ③DCF法： 2,038円から2,850円

当社は、かかる三菱UFJ証券の分析を参考に、対象者の将来の収益力を反映したDCF法を重視しつつ、その分析結果を総合的に勘案し、検討を行いました。検討に当たっては分析結果に加え、過去の公開買付け事例において買付価格に付与されたプレミアムの実例を参考とし、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、エフィッシモとの協議結果及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、平成20年9月9日開催の取締役会において本公開買付けにおける普通株式に係る買付価格を2,400円と決定いたしました。

また、当社は、当該取締役会において新株予約権付社債1個当たりの買付価格については、各社債の発行価額100万円を転換価額である1,353円で除した数に普通株式1株当たりの買付価格である2,400円を乗じた金額である1,773,836円と決定いたしました。

一方、対象者は、当社及び対象者から独立した第三者機関のフィナンシャルアドバイザーである野村證券に対象者の普通株式に係る価値算定を依頼し、平成20年9月8日に株式価値算定書を取得し、その算定書の内容を参考としたうえで、本公開買付けに関する諸条件が公正かつ妥当であると判断し、平成20年9月9日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨を出席取締役の全員一致で決議しております。ただし、対象者の取締役のうち、当社取締役常務執行役員を兼務している北孝一氏は、対象者との間の利益相反を回避するため、かかる取締役会の審議及び決議には参加していません。

## ③算定機関との関係

三菱UFJ証券は当社とは独立した算定機関であり、当社の関連当事者には該当しません。

## (5) 買付予定の株券等の数

株式に換算した 買付予定数	株式に換算した 買付予定数の下限	株式に換算した 買付予定数の上限
8,700,000 (株)	8,700,000 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定数の下限」(8,700,000株。以下「買付予定数の下限」といいます。)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,700,000株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数の下限(8,700,000株)は、対象者の第27期第1四半期報告書(平成20年8月13日提出)に記載された平成20年6月30日現在の発行済株式総数(19,293,998株)から、同報告書に記載された同日現在の対象者の保有する自己株式数(47,680株)を控除した株式数(19,246,318株)に、同報告書に記載された平成20年6月30日現在残存している新株予約権付社債1,037百万円に付された新株予約権が平成20年6月30日以降買付け等の期間(以下「公



開買付期間」といいます。)末日までに行使されることにより発行若しくは移転(以下「発行等」といいます。)した又は発行等される可能性のある対象者の普通株式の最大数766,444株を加えた株式数(20,012,762株)に0.667を乗じた株式数(13,348,513株(1株未満の数は切り上げ))に相当する株式数から、公開買付者が平成20年9月9日現在保有する対象者の株式数(4,648,875株)を控除した株式数(8,699,638株)の単元未満に係る数を切り上げた株式数(8,700,000株)です。なお、公開買付期間末日における応募株券等の総数の計算に際しては、新株予約権付社債については、その発行要項に基づき公開買付期間の末日現在有効な転換価額を用いて株式に換算します。

- (注3) 公開買付期間の末日までに、新株予約権付社債に付された新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行等される対象者の普通株式も本公開買付けの対象とします。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。ただし、応募に際しては株券を提出する必要があります(単元未満株式が公開買付代理人(後記(11)公開買付代理人において記載される者をいいます。)を通じて株式会社証券保管振替機構(以下「証券保管振替機構」といいます。)により保管されている場合は、株券の提出は必要ありません。)。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は市場価格で当該買取りを行います。
- (注5) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。
- (注6) 対象者の第27期第1四半期報告書(平成20年8月13日提出)に記載された数値を基準とすると、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大の数は15,363,887株(以下「最大買付数」といいます。)です。これは、平成20年6月30日現在の発行済株式総数(19,293,998株)から、本公開買付けにおいて取得する予定のない公開買付者が平成20年9月9日現在保有する株式数(4,648,875株)及び平成20年6月30日現在の対象者の自己株式数(47,680株)を控除した株式数(14,597,443株)に、平成20年6月30日現在残存している新株予約権付社債1,037百万円に付された新株予約権が平成20年6月30日以降公開買付期間末日までに行使されることにより発行等した又は発行等される可能性のある対象者株式の最大数(766,444株)を加えた株式数です。

#### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	9,297 個	(買付け等前における株券等所有割合 23.23%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	164 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.41%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	17,400 個	(買付け等後における株券等所有割合 66.70%)
対象者の総株主等の議決権の数 (平成20年3月31日現在)	38,077 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、買付予定数(8,700,000株)に係る議決権の数です。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者の所有株券等(本公開買付けの対象とされていない対象者が保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しています。なお、本公開買付けにおいては、対象者が保有する自己株式以外の特別関係者の所有株券等についても本公開買付けの対象としており、「買付予定の株券等に係る議決権の数」には、特別関係者の所有する株券等(本公開買付けの対象とされていない対象者が保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数が含まれているため、「買付け等後における株券等所有割合」においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算していません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第27期第1四半期報告書(平成20年8月13日提出)に記載された平成20年3月31日現在の総株主の議決権の数です。ただ

し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び新株予約権付社債に付された新株予約権が行使されることにより発行等される可能性のある対象者株式についても対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書に記載された平成20年6月30日現在の発行済株式総数(19,293,998株)から同報告書に記載された同日現在の対象者の自己株式数(47,680株)を控除した19,246,318株に、同日現在残存している新株予約権付社債1,037百万円に付された新株予約権が行使されることにより発行等した又は発行等される可能性のある対象者株式の最大数(766,444株)を加えた20,012,762株に係る議決権の数40,025個を分母として計算しています。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第3位を四捨五入しています。

(注5) 公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行いますので「買付け等後における株券等所有割合」は最大で100.00%となる可能性があります。

#### (7) 買付代金

20,880,000,000円

(注)「買付代金(円)」は、応募株券等の全部が普通株式であったと仮定した場合において、買付予定数(8,700,000株)に普通株式1株当たりの買付価格を乗じた金額を記載しています。ただし、応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,700,000株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、最大買付数(15,363,887株)の全てを買付けた場合の買付代金は、36,873,328,800円になります。なお、当該金額には消費税及び地方消費税等は含まれていません。

#### (8) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
三菱UFJ証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

#### ②決済の開始日

平成20年10月31日(金曜日)

#### ③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等に関する通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

#### ④株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、応募株主等への交付若しくは応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所への郵送により返還するか、又は、当該株券等が応募の時点において公開買付代理人(若しくは公開買付代理人を通じて証券保管振替機構)により保管されていた場合は、応募が行われた時の保管の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①金融商品取引法（以下「法」といいます。）第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（8,700,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を公開買付け期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を公開買付け期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間末日の16時00分までに、応募受付をした公開買付け代理人の本店又は全国各支店に公開買付け応募申込の受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下あわせて「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付け代理人に交付され、又は到達したときに効力が生じます。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の16時00分までに到達することを条件とします。

なお、公開買付け者は、応募株主等による契約の解除があつた場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付け者の負担とします。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付け者は、公開買付け期間中、法第27条の6第1項各号により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を公開買付け期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付け者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付け開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により

公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日                   平成 20 年 9 月 10 日（水曜日）

(11) 公開買付代理人                     三菱UFJ証券株式会社  
   東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

(2) 今後の見通し

本公開買付けによる今期業績予想への影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成20年9月9日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨を出席取締役の全員一致で決議しております。ただし、対象者の取締役のうち、当社取締役常務執行役員を兼務している北孝一氏は、対象者との間の利益相反を回避するため、かかる取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 対象者は、平成20年8月13日に第27期第1四半期報告書を提出しました。

当該四半期報告書の四半期連結財務諸表に基づく対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。

(ア) 損益の状況

決算年月	第27期 第1四半期
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
売上高（百万円）	86,104
売上原価（百万円）	79,418
販売費及び一般管理費（百万円）	6,180
営業外収益（百万円）	53
営業外費用（百万円）	153
四半期純利益（百万円）	147

(イ) 1株当たりの状況

決算年月	第27期 第1四半期
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益 (円)	7.67
1株当たり配当額 (円)	—
1株当たり純資産額 (円)	1,980.10

② 対象者は、平成20年9月9日開催の取締役会において、平成20年9月30日を基準日とする中間配当及び平成21年3月31日を基準日とする期末配当を行わない旨の決議を行っております。

以 上

- ※ 本プレスリリースを通じて本公開買付けに関する情報を受領された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同法施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本プレスリリースの発表（2008年9月9日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から12時間を経過するまでは、ダイワボウ情報システム株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事又は行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。
- ※ 本プレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付け等の勧誘を目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付け説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合にはそれらの制限に留意し、遵守して下さい。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮に本プレスリリースを受領されても、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

# ダイワボウ情報システムとの 経営統合によるグループ再編について

2008年9月9日



## 本件TOBの概要

### 本公開買付けの概要

- 当社は現在、対象者の発行済株式総数の24.09% (4,648,875株)を所有し対象者を持分法適用関連会社としておりますが、この度、対象者の発行済普通株式及び新株予約権付社債の全て(ただし、当社が保有する対象者普通株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。以下同じです。)の取得を目的とした本公開買付けを実施致します。なお、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限を設定しておりません。

買付予定株数 (株式に換算した買付予定数)	株式に換算した買付予定数 : 8,700,000株 株式に換算した買付予定の下限: 8,700,000株 株式に換算した買付予定の上限: - 株
買付け等を行った後における 株券等所有割合	66.70%
買付価格	普通株式 1株につき金2,400円 新株予約権付社債 1個(各社債の額面金額100万円)につき金1,773,836円
買付期間	平成20年9月10日(水曜日)から平成20年10月24日(金曜日)まで(30営業日)
買付人	ダイワボウ(大和紡績株式会社)
公開買付代理人	三菱UFJ証券

## TOBスケジュール

日程	
取締役会決議日	平成20年9月9日
↓	
公開買付届出書提出日	平成20年9月10日
↓	
買付け等の期間	平成20年9月10日から平成20年10月24日まで(30営業日)
↓	
公開買付報告書提出日	平成20年10月27日
↓	
決済の開始日	平成20年10月31日



# ダイワボウならびにダイワボウ情報システムの沿革

## ダイワボウの沿革

1941年 4月	錦華紡績、日出紡織、出雲製織および和歌山紡織の4社合併し、大和紡績株式会社(本社/大阪市)として新発足
1971年 6月 9月	プリマテキスコ・インドネシアを設立 霧島国際ホテル開業
1973年 1月	ダイワ・ド・ブラジルを設立
1975年10月	赤穂国際カントリークラブ開場
1982年 4月	ダイワボウ情報システム株式会社を設立
1988年 2月	ダイワボウレーヨン株式会社を設立
1990年 4月	ダヤニ・ガメント・インドネシアを設立
1994年10月	蘇州大和針織服装有限公司を設立
1999年 3月	ダイワボウ・インダストリアル・ファブリック・インドネシアを設立
2002年 1月 9月	ダイワボウアドバンス株式会社を設立 ダイワボウマテリアルズ株式会社を設立 ニューヨーク事務所開設
2004年 1月 7月	カンボウプラス株式会社を完全子会社化 大和紡上海事務所開設
2005年10月 12月	大和紡工業(蘇州)有限公司を設立 ダイワボウアソシエ株式会社を設立
2006年 1月	会社分割により、全事業部門を「ダイワボウノイ株式会社」「ダイワボウプログレス株式会社」「ダイワボウポリテック株式会社」「ダイワボウエステート株式会社」に承継させ、純粋持株会社となる

## ダイワボウ情報システムの沿革

1982年 4月	大和紡績株式会社が非繊維事業への展開の一環として、情報関連部門へ進出するため設立
1991年11月	株式を日本証券業協会へ店頭銘柄として登録
1992年12月	ディーアイエス物流株式会社を設立
1995年 9月	ディーアイエステクノサービス株式会社を設立
1996年 9月	時価発行増資(250万株 増資後資本金64億300万円)
1997年12月	東京証券取引所、大阪証券取引所市場第二部へ上場
1999年12月	時価発行公募増資
2000年 9月	東京証券取引所、大阪証券取引所市場第一部へ上場
2001年11月	店頭小売販売事業の再編・強化のため、ナガシマ情報通信(株)を子会社化(2004年10月 株式会社ZOAに社名変更)
2004年10月	ディーアイエスソリューション株式会社を設立 転換社債型新株予約権付社債を発行
2005年 4月	ディーアイエスアートワークス株式会社を設立
2005年 6月	株式会社ZOAがジャスダック証券取引所に上場

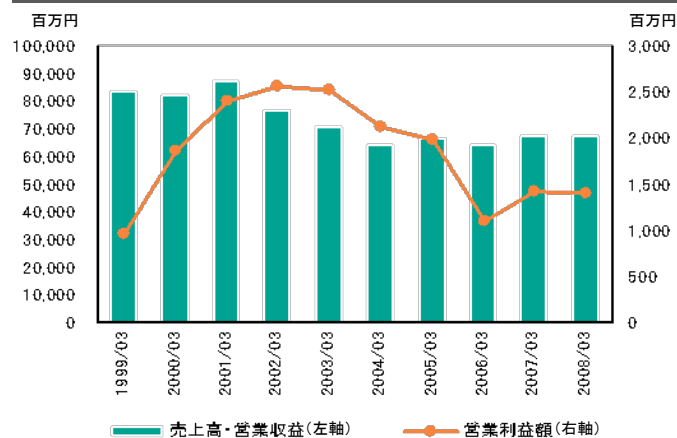
ダイワボウを源流とする組織のDNAに裏打ちされた企業文化と、「ダイワボウ」という企業ブランドを共有

# ダイワボウ会社概要

## 会社概要 (2008/3)

社名	大和紡績株式会社
設立	1941年(昭和16年)4月1日
代表者	菅野 肇
資本金	181億81百万円
発行済株式数	136,605千株
上場証券取引所	東証、大証1部上場
社員数	4,197名
本社	大阪市中央区久太郎町3-6-8 御堂筋ダイワビル
主要関係会社	ダイワボウノイ、ダイワボウプログレス、 ダイワボウポリテック、カンボウプラス ダイワボウレーヨン、ダイワボウアドバンス など

## 売上高、営業利益推移



## 経営課題

### 1. 事業領域の拡大

グループ売上高の90%以上を成熟した繊維事業で構成。景気変動の波を受けない強固な経営構造を確立するためには、「事業ポートフォリオ」のダイナミックな変革が急務。

### 2. IT活用によるSCM構築

主力の繊維事業は多品種・小ロット・短納期化が進展。当社の業容拡大ならびに繊維業界の活性化のため、海外生産基地から国内顧客まで、ITを活用したグローバルな受発注システム、物流体制を統合した効率的な供給体制(サプライチェーン・マネジメント=SCM)の確立が不可欠。

### 3. 海外市場の拡大

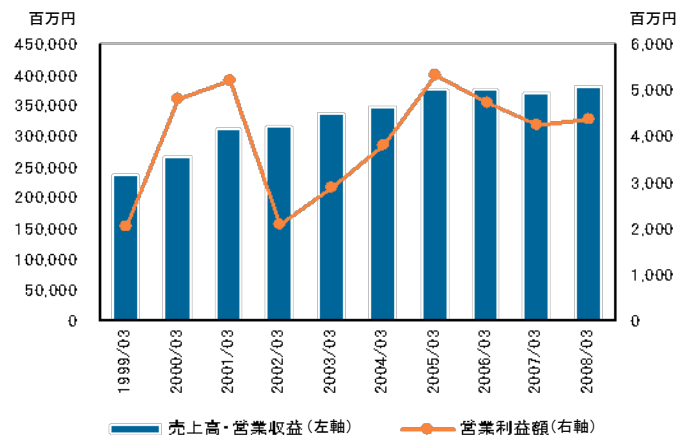
世界規模で市場統合が活発化し、新しい商流が生まれ、ビジネスチャンスが拡大するなか、グローバルな事業ネットワークの確立と新規商品を開発により新たな海外市場を開拓。

# ダイワボウ情報システム会社概要

## 会社概要(2008/3)

社名	ダイワボウ情報システム株式会社
設立	1982年(昭和57年)4月8日
代表者	松本 紘和
資本金	113億00百万円
発行済株式数	19,292千株
上場証券取引所	東証、大証1部上場
社員数	1,642名
本社	大阪市中央区本町3-2-5(本町DISビル)
東京支社	東京都品川区大井1-20-10
主要関係会社	ディーアイエス物流、ディーアイエスソリューション、ディーアイエスアートワークス、ディーアイエステクノサービスなど

## 売上高、営業利益推移



## 経営課題

### 1. 事業分野の拡大

PC市場の成熟による伸び悩みやコモディティ化による単価の下落が進展。一方、業界の構造変化に伴い、ITディストリビューターに対する基本的な役割の充実に加え、高度化・多様化する商材の取扱い、提供サービスの拡大の要請へ対応。

### 2. 独立系マルチベンダー機能の発揮

独立系マルチベンダーとして、数多くのメーカーや販売店との信頼関係を更に強化し、お客様のご要望に、より迅速に且つきめ細かな対応をできる体制を構築。

### 3. コンプライアンス経営の徹底

社会的なコンプライアンス意識の高まりと企業に対する法規制強化の中で、従来以上に関係会社を含めたCSR対応を徹底できる仕組みとノウハウの構築が急務。

# ダイワボウの戦略(ニューステージ21)

## TOB実施に至る経緯

### ニューステージ21 「新たな世紀のダイワボウ創造」

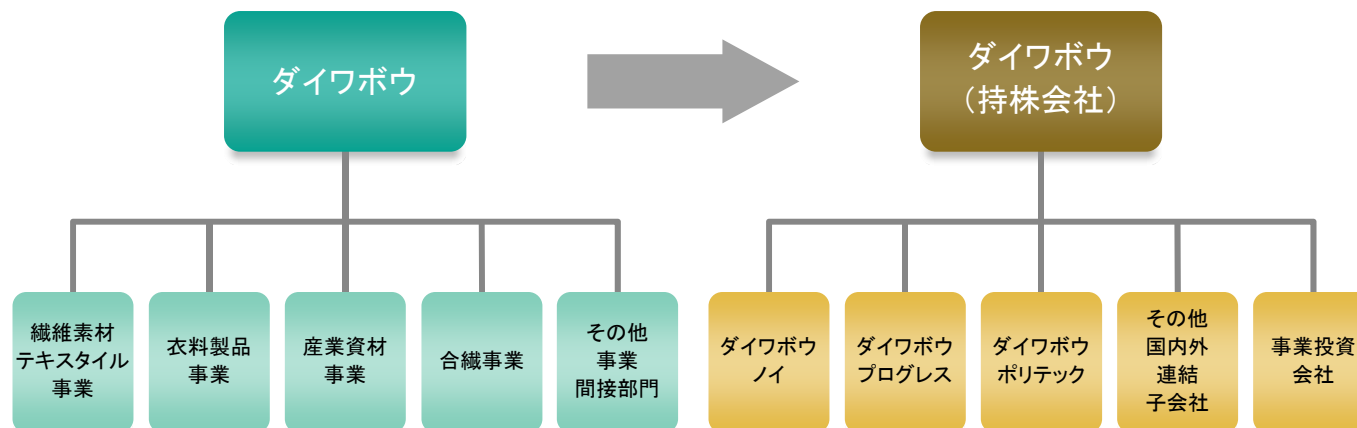
● 経営目標

1. 国内外の製造拠点の生産技術を強みとして、基幹部門である製品事業・産業資材・合繊事業の収益拡大を図る
2. 地球環境、健康・安全をテーマとした技術戦略と高機能製品の開発により、新たな事業領域の拡大を目指す
3. 持株会社体制によるマネジメント改革で、経営資源の最適配分とキャッシュフロー重視のグループ運営を図る

- 21世紀のダイワボウは『ハードとソフトの融合により、21世紀の新しい生活文化を提案し、地球環境に優しいパイオニア集団』を目指す

	2006/3	2007/3	2008/3	2009/3(計画)
売上高	642億円	675億円	672億円	680億円
営業利益	11億円	14億円	14億円	17億円
経常利益	18億円	20億円	22億円	25億円
人員合計	4,500名	4,300名	4,200名	4,200名

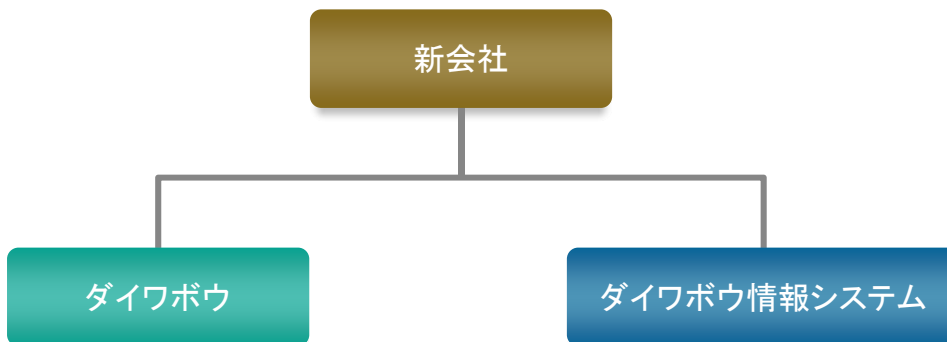
### 持株会社体制への移行



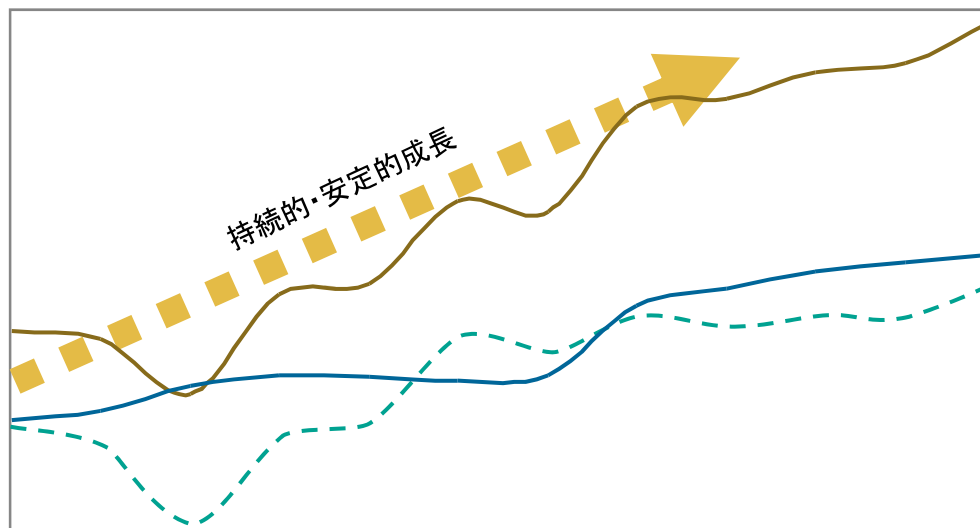
# 本件TOBの目的(1)

## 新会社のコンセプト(安定した事業ポートフォリオの構築)

- 株式時価総額ベースでほぼ同等の企業に対するTOBを実施、当社グループ事業のセグメントをダイナミックに革新する
- 異なるビジネスサイクルの企業を持株会社の傘下で一体化することで以下の効果を見込む
  - ① 事業投資の実行周期が相違することを利用し、有効な資金運用が可能
  - ② 激変するグローバル経済のもと、景気変動の波を最小限に抑え、業績の平準化が可能
- 株主を始めとしたステークホルダーに対して、持続的かつ安定的な成長をコミットすることを目標とする



### 安定的な事業ポートフォリオ



— ダイワボウ情報システムの営業利益のイメージ   
 — 新会社の営業利益のイメージ   
 - - - ダイワボウの営業利益のイメージ

# 本件TOBの目的(2)-1

## アパレル業界における新たなビジネスモデルの構築と販売支援

- 日本の繊維産業の問題点

1. 重層的な構造的性

2. 物流の複雑性

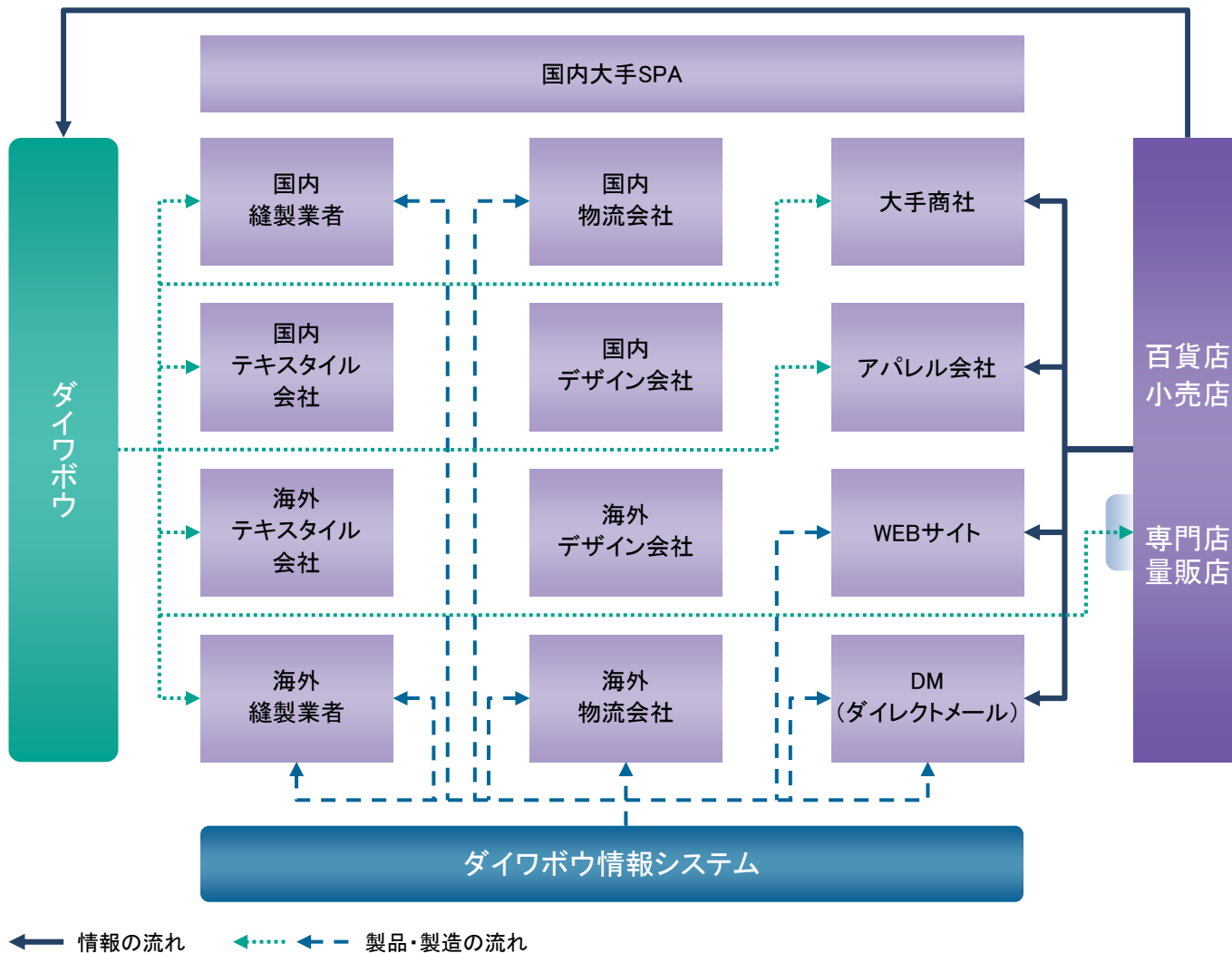
を克服するモデルとして流通の「入口」(=繊維原料)と「出口」(=流通とのチャネル)を確保する戦略を展開、この戦略を担保し、且つ顧客を確保するために、流通、メーカー、アパレル各社を如何に支援できるかが「鍵」

- 最終的にダイワボウ、ダイワボウ情報システム、アパレル業界による共存共栄のビジネスモデルを志向する

- 繊維産業: 構造変化を情報領域でサポート

- ダイワボウ: 顧客との共存共栄

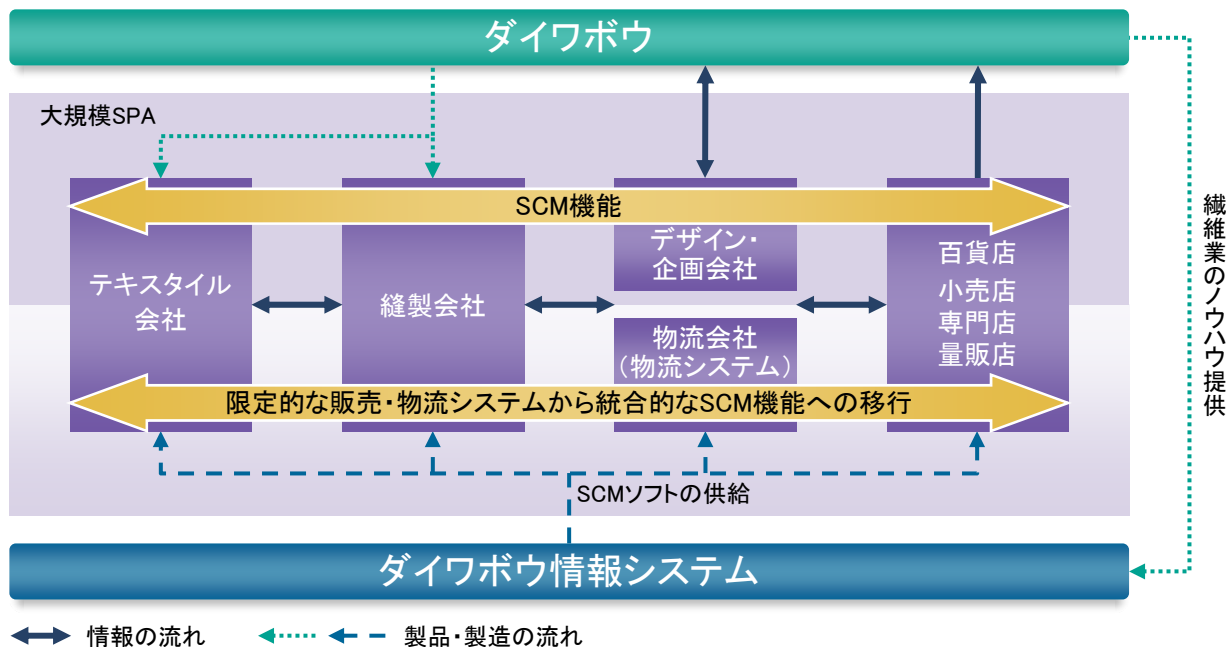
- ダイワボウ情報システム: ビジネス機会の拡大



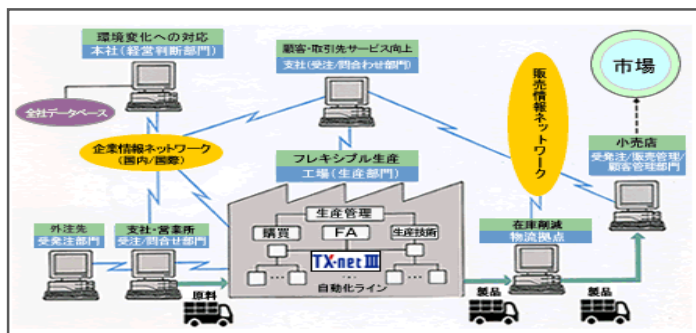
## 本件TOBの目的(2)-2

### アパレル業界に向けたSCMシステムの開発・販売

- ダイワボウは市場顧客とのリレーションから、「旬の製品情報」を入手し、自社の製品を用いたアパレル製品の企画を働きかけることで、自社製品の販売強化を行う
- 大規模SPAは自社内にSCMシステムを有しており、最適生産・最適供給が可能である
- しかし、業界全般では限定的な販売・物流システムにとどまるところが多く、拡張への支障となっている
- ダイワボウ情報システムとの連携により、アパレル業界に適したSCMシステムを提供することで、ダイワボウ・ダイワボウ情報システムの企業価値向上のみならず、アパレル業界全体の繁栄に貢献することが可能である
- ダイワボウ情報システムは自社システムである「韋駄天」や織物業SCMシステム「TX-net」の構築実績を有しており、本件システム構築のパートナーとして最適である



#### DISソリューションの事例-1 (繊維業のSCM)



#### サプライチェーンマネジメントとは

※ サプライチェーンマネジメント (SCM: Supply Chain Management) とは、物流システムをある一つの企業の内部に限定することなく、複数の企業間で統合的な物流システムを構築し、経営効率の向上を目指す経営手法。

## 本件TOBの目的(3)

### ダイワボウ情報システムにおけるビジネスの強化・拡大

#### 短期的シナジー

##### 1. ダイワボウの製造業・海外ノウハウの活用

- 製造業ノウハウの提供
  - ダイワボウ情報システムグループは、卸売業務に留まらず、PC・サーバーの周辺機器増設、アプリケーションのインストール、動作チェック等を実施の上、出荷するキittingサービスの質の向上と効率化が可能。また、ダイワボウの製造業ノウハウを提供することでキittingサービスの拡大と効率化が可能
- 海外におけるノウハウの提供
  - ディーアイエスソリューションではソフトウェアの開発の一部を中国協力会社などへの委託を実施中。ダイワボウの中国における人材・人脈を活用し、協力会社の新規開拓や関係強化が可能
  - ダイワボウの豊富な輸出入業務の経験を活用した、海外における商品の受渡業務の効率化が可能

##### 2. ディーアイエスソリューションのビジネス拡大

- 織物工場向け生産管理システム(TX-netⅢ)の国内外テキスタイル会社向け協働拡販

##### 3. ダイワボウグループ取引先へのIT製品拡販

#### 中長期的シナジー

- 中長期的には日本国内のIT市場の成熟化を予想。ダイワボウの海外ノウハウを活用し、海外市場拡販を模索
  - 現地日本企業への拡販、日本企業と取引のある現地企業への拡販
  - 新規商材の発掘、現地メーカーとの直接交渉など

#### 2005年世界パソコン市場地域別出荷台数

(単位:千台)

	05年出荷台数	05年シェア(%)	04年出荷台数	04年シェア(%)	05年成長率(%)
米国	67,153	30.7	62,443	32.9	7.5
欧州・中東・アフリカ	72,649	33.2	62,014	32.7	17.1
アジア/パシフィック	42,777	19.6	33,947	17.9	26
ラテン・アメリカ	14,711	6.7	11,671	6.2	26
日本	14,662	6.7	13,635	7.2	7.5
カナダ	6,583	3	5,829	3.1	12.9
世界市場合計	218,533	100	189,539	100	15.3

(出所)ガートナー データクエスト(2006年1月)

(注)1.デスクベースPC、モバイルPC、x86サーバの出荷を含む、2.丸め誤差により、各国の合計値と合計欄の値が一致しない箇所がある



# 本件TOBの目的(4)-1

## 持株会社体制の活用

- ダイワボウは2006年に純粋持株会社へ移行。各事業会社は事業に専念し、管理業務は管理会社へ集約する体制を構築済
- 今回の経営統合により両社の経営資源、持株会社体制を最大限に活用し、グループ管理機能の強化を模索

### 1 管理機能の強化・最適化

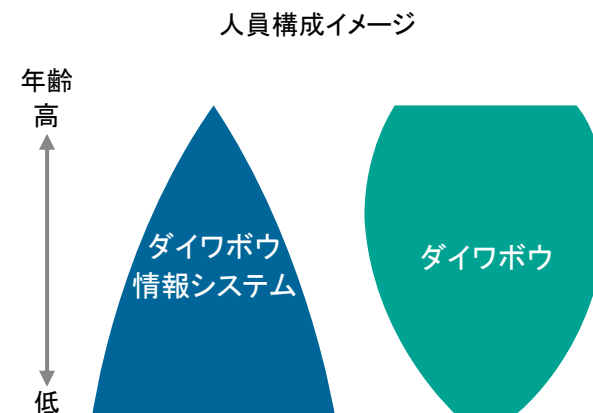
- コーポレートガバナンスやコンプライアンスをはじめ、内部統制やリスクマネジメントといった専門性を要する統制業務の遂行に、メーカーとしてダイワボウがこれまでに培ってきたスキルやノウハウ・仕組みを新たな経営体制の下で融合・連動させ、グループ管理機能の強化を図る

### 2 人材活用

- 業種・業態を超えた異分野の人材交流による組織活性化
- 両社の人員構成の相違を活用し、グループ内リソースの最適配分の再検討を実施。人材の戦力化、補強・補完を図る

	社員数	平均年齢	勤続年数
ダイワボウ	1,900名*	38.8歳**	15.7年**
ダイワボウ 情報システム	1,642名	30.7歳***	7.4年***

\*国内のみ \*\*主要会社 \*\*\*単独ベース



### 3 シェアードサービス会社の活用

- 総務、人事、財務、情報処理、物流など間接業務領域において、グループ傘下の各事業会社のバックオフィス業務を受託する新たなシェアードサービス会社を共同で設立、共通業務の標準化・集中化により、両社の生産性の向上、業務の効率化を推進
- 業務処理システムや通信・物流ネットワークなどのインフラの相互活用により、グループ外での業務受託を拡大し、コストセンターからプロフィットセンターへの飛躍を模索

## 本件TOBの目的(4)-2

### 拠点開設状況…全国に広がる拠点網の相互活用

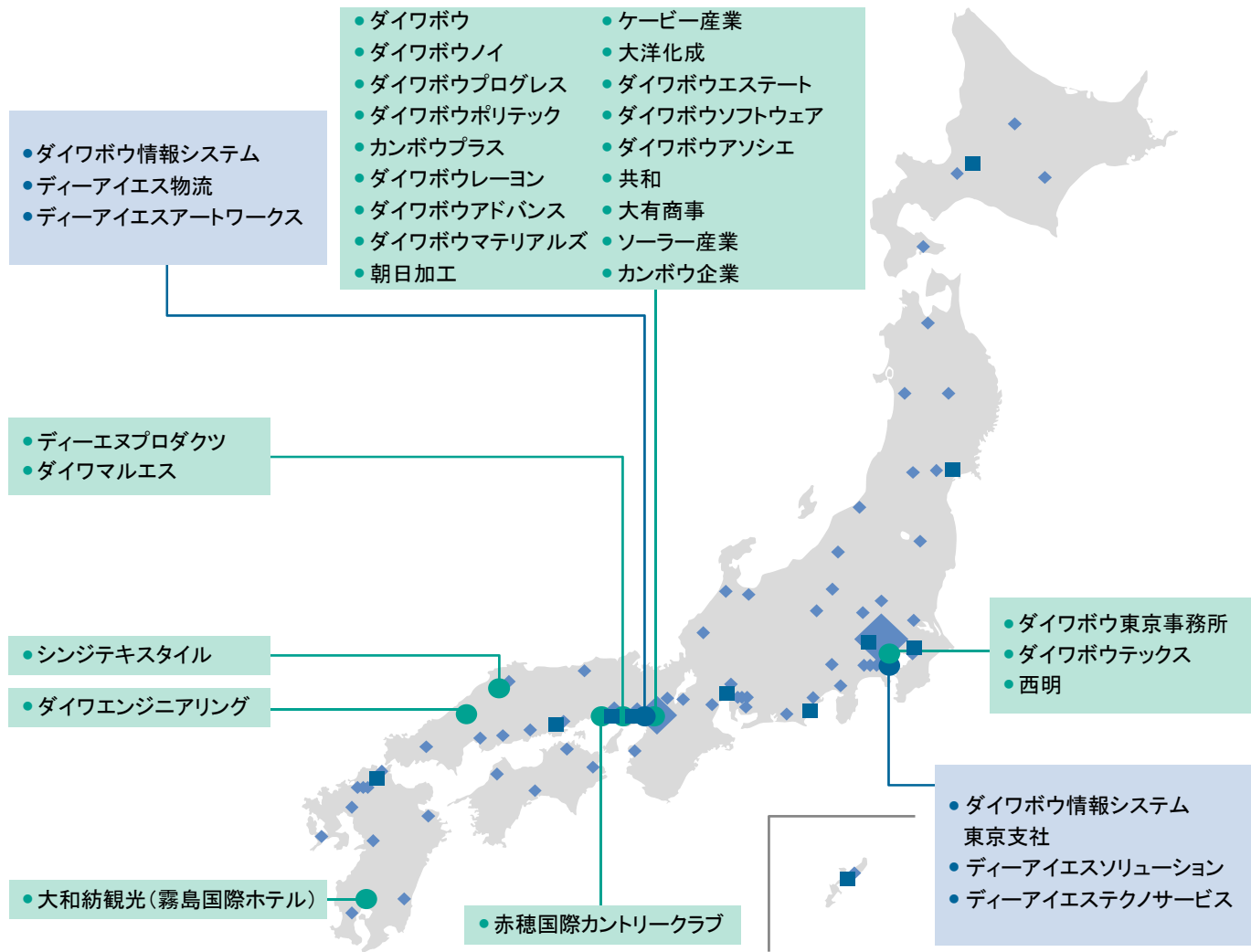
#### ダイワボウ

■ グループ国内 26社 59拠点

#### ダイワボウ情報システム

■ 支店・営業所 88拠点  
 ■ グループ会社 4社  
 物流センター 11ヶ所14センター

- ダイワボウグループ
- ダイワボウ情報システムグループ
- ◆ ダイワボウ情報システム 支店・営業所
- ディーアイエス物流 物流センター



# 新会社の目指す姿

## 統合後の新会社の基本理念

- 歴史的な経緯からも、源流を一にする組織のDNAに裏打ちされた共通した企業文化と、「ダイワボウ」の社名を企業ブランドとして共有した両社が、両社の持つ事業の強みとノウハウを融合させ、シナジー効果を追求することで、グループ競争力の強化に繋げる
- 企業価値の源泉は人材である。両社は長期的な観点から、採用・教育など人的投資を継続的に行い、人材の育成に努めてきた。新会社は社員にとって、誇りを持って永く安心して働くことのできる会社とすることを目標とする

## 統合後の新会社の組織案

